

## 学校法人国立音楽大学 役員及び評議員報酬規程

制定	平成29年11月1日
改正	平成31年4月17日
改正	2020年3月25日
改正	2021年3月24日
改正	2022年3月9日
改正	2022年5月25日
改正	2023年3月22日

### (趣旨)

第1条 この規程は、学校法人国立音楽大学（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）、並びに評議員の報酬及び諸手当（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定める。

### (役員報酬等)

第2条 理事長の報酬は、法人の専任教職員の身分をもつ者については、理事長手当とし、法人の専任教職員の身分をもたない者（以下「指定職」という。）については、法人の指定職俸給表に基づいた本俸、通勤手当及び期末手当とする。ただし、期末手当のうち、勤勉手当は指定職に支給しない。また、その他のいかなる兼務も手当は支給しない。

2 担当理事の報酬は、法人の専任教職員の身分をもつ者については、理事手当とし、指定職については、法人の指定職俸給表に基づいた本俸、通勤手当及び期末手当とする。ただし、期末手当のうち、勤勉手当は指定職に支給しない。また、指定職の担当理事については、その他のいかなる兼務も手当は支給しない。

3 理事の報酬は、法人の専任教職員の身分をもつ者については、理事手当とし、指定職については、理事会出席毎の日額とする。

4 監事の報酬は、別表1に定めるとおりとする。

5 役員報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。

### (評議員報酬等)

第3条 評議員の報酬は、評議員会出席毎の日額とする。

2 評議員の報酬の額は、別表2に定めるとおりとする。

### (期末手当)

第4条 役員は、法人の専任教職員の身分をもつ者については、理事（理事長）手当を期末手当の算定基礎項目とし、大学専任教職員の期末手当率を乗じた額とする。指定職については、本俸に大学専任職員の期末手当率を乗じた額及び一律金とする。ただし、指定職に勤勉手当は支給しない。

2 役員は、期末手当の額は、別表3に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、法人は、法人の財政状態を考慮した上で、役員は、期末手当率を定めることができる。

### (退任手当・功労金)

第5条 役員は、退任手当・功労金の額は、別表4に定めるとおりとする。

(報酬等の支給日)

第6条 報酬等(期末手当、及び退任手当・功労金を除く。)は、支給月の21日(休日の場合は前日)に支給する。

2 期末手当は、6月・12月・3月のうち法人が定める日に支給する。

3 退任手当・功労金は、退任日以降速やかに支給する。

(報酬等の支払方法)

第7条 報酬等は、原則として本人名義の銀行等金融機関への振込により支払う。ただし、法令に定めるものは、これを報酬等から控除して支払うものとする。

2 指定職について、月の途中で就任した場合、当該月は勤務日数に応じて支給する。

3 指定職について、月の途中で退任した場合、当該月は全額支給する。

(その他)

第8条 通勤手当の支給方法、その他この規程の施行に関し必要な事項は、教職員の取り扱いに準ずる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成29年11月1日から施行する。

2 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

3 この規程は、2020年4月1日から施行する。

4 この規程は、2021年4月1日から施行する。

5 この規程は、2022年4月1日から施行する。

6 この規程は、2023年4月1日から施行する。

別表1

別表2

別表3

別表4

○「学校法人国立音楽大学 役員及び評議員報酬規程 別表」

表1 役員報酬の額（規程第2条 第5項 別表1）

項	職名		専任教職員の身分	支給単位	報酬・手当	備考
第1項	理事長		有	月額	450,000円	
			無	月額	指定職俸給表10号	
第2項	担当理事	総務・財務/経営戦略	有	月額	120,000円	
			無	月額	指定職俸給表2号 ※	法人役員経験4年目迄
				月額	指定職俸給表3号 ※	法人役員経験5年目以後
		上記以外担当	有	月額	120,000円	
			無	月額	指定職俸給表1号 ※	法人役員経験4年目迄
				月額	指定職俸給表2号 ※	法人役員経験5年目以後
第3項	理事		有	月額	50,000円	
			無	理事会出席1回	50,000円	
第4項	監事		—	月額	50,000円	
				理事会出席1回	50,000円	

※1 専任教職員の身分をもたない担当理事の俸給額は、週3日以上の出校を100%とすることを基準とし、週3日未満の出校の場合は、原則として週あたり標準出校日数に応じた俸給額とする。

○学長の報酬・手当は、「学長・校長・園長等の報酬・手当」の規定による。

<学校法人国立音楽大学 指定職俸給表>

号俸	本俸(俸給月額)
1号	564,200円
2号	608,000円
3号	655,200円
4号	706,000円
5号	761,000円
6号	818,000円
7号	895,000円
8号	965,000円
9号	1,035,000円
10号	1,107,000円
11号	1,175,000円

○「学校法人国立音楽大学 役員及び評議員報酬規程 別表」

**表2** 2023年度 役員指定職 期末手当率（規程第4条第2項 別表3）

夏期期末	冬期期末	年度末	計
1.75	2.35	0.3	4.4

**表3** 役員退任手当・法人役員功労金の額（規程第5条 別表4）

職名		専任教職員の身分	手当	1年についての加算額	備考
理事長		有	功労金	600,000円	
		無	退任手当	報酬の月額	退職時の月額本俸※1
担当理事	総務・財務 /経営戦略	有	功労金	360,000円	
		無	退任手当	報酬の月額	退職時の月額本俸※1
	上記以外 担当	有	功労金	150,000円	※2
		無	退任手当	報酬の月額	退職時の月額本俸※1
理事		有	功労金	150,000円	※2
		無	退任手当	150,000円	
監事		—	退任手当	50,000円	

※1 退任手当額＝ 最終報酬月額×在任年数

※2 兼務する管理業務（部長職等）の功労金額が高額である場合は、高額の方を優先する。

表4 「学校法人国立音楽大学 役員旅費 別表」

宿泊出張 日当・宿泊費

職名	日当	宿泊料	備考
理事長	6,000	16,000	
理事	5,500	15,000	教員・職員としての出張は、旅費規定による。

\*宿泊料は、法人取りまとめによる旅行会社への事前手配、研修等事前に宿泊先等の指定がある場合であって、回議書により決裁を受けている場合は、その実費とする。

日帰出張(片道鉄道距離150km未満) 雑費

職名	1日	半日(4時間未満)	備考
理事長	支給しない	支給しない	
担当理事	支給しない	支給しない	教員・職員としての出張は、旅費規定による。
理事	500	250	

\*ただし、立川市・国立市、及び隣接する市への出張は、雑費を支給しない。

日帰出張(片道鉄道距離150km以上) 日当

職名	1日	備考
理事長	3,000	
理事	2,750	教員・職員としての出張は、旅費規定による。